

● 条例見直し検討結果(第1回～第3回懇話会)

1. 条文について・・・前文、第1章から第8章まで、条文そのものの変更はない。

2. 提言書・解説について

1章	2条(定義)	『石狩市自治基本条例解説(以下、解説)』に「外国人登録」との記載があるが、現在は廃止され、すべて住民基本台帳に登載することになっているため、修正すること。
5章	23条(危機管理)	町内会も市も、危機管理上の様々な災害を想定した個人情報の活用の仕方について検討いただいたほうが良いのではないか、という意見を付す。
6章	26条(地域コミュニティ組織)	このままだと特に町内会自治会は、段々規模が縮小し、機能も縮小せざるを得ない。コミュニティのあり方について、市だけではなく、地域の住民も交えて検討する機会を作っていく必要があるのではないか、という意見を検討課題として提起する。 ≪具体例≫ 町内会の合併をして一定の規模を維持する。 地域コミュニティの組織が脆弱化しないために、統一した、包括できるような地域の割り方の検討。
7章	28条(市外の人々等との協力) 29条(他の自治体等との協力)	『解説』において、連携交流の範囲を国内に限らず、姉妹都市をはじめとする海外も含める、という意見をつける。
8章	30条(条例の見直し)	『解説』の「見直しに際しては」というところに、例えば「懇話会などを設置する等の手法も取り入れながら十分な市民議論を経ることが必要です」といったような文言を加える。
その他		『解説』については一定の意見をつける。また、懇話会で解説の変更について言及していない部分についても、担当部局で精査をして、変更が必要な場所については変更していただくということをお願いしたい、という意見をつける。
その他		個別の計画の中で、必ず最初のところに自治基本条例の精神(第何条に基づいてといったようなこと)について言及してもらう。職員・市民に条例の第何条に関わっているんだという意識を持ってもらうようにしてはどうかということ、意見としてつける。